

(陳受27第2号)

人種差別を扇動するヘイトスピーチを禁止し処罰する法律制定を求める意見書の提出に関する陳情

受理年月日

平成27年5月28日

陳情者

立川市錦町2-1-35  
在日本大韓民国民団西東京地方本部  
団長 徐 洪錫

### 陳情の要旨

御存じのようにここ数年来、主に在日韓国人を標的としたヘイトスピーチ（差別扇動）デモが日本各地で頻繁に起こっています。とりわけ「朝鮮人を皆殺しにせよ」「不逞朝鮮人追放」「大虐殺するぞ」「良い韓国人も悪い韓国人もどちらも殺せ」などの聞くにたえない暴言に対し、私たちは耐えがたい恐怖を感じています。

ヘイトスピーチを行う団体は、在特会（在日特権を許さない市民の会）を初めとするネット右翼や新興の右派団体です。繁華街を拡声器を使って怒声を飛ばしながら、レイシズム的表現で憎悪をあおる彼らの一連の言動は、日本の社会問題として深刻化しています。日本の各界におきましても、余りにも常軌を逸した彼らによる人種差別を憂慮し、規制を求める声が上がっており、2020年の東京オリンピックを控え、国際社会においても問題視されているのが現状です。

私たちはこれらのことを重く捉え、在日韓国人を初めとする外国人住民の生命と安全を脅かすヘイトスピーチ・ヘイトクライムが一日も早く根絶されるよう、貴議会に対し速やかな解決に向けたご協力を願い、下記のとおり陳情いたします。

### 記

- 1 内閣総理大臣と国会を初めとした関係行政庁に対し、人権差別・民族差別をあおるヘイトスピーチなどを法律で禁止することを求める意見書を提出してください。
- 2 日本国が批准している人種差別撤廃条約第2条第1項及び同条項(b)(d)、並びに第4条(c)に基づき、人種差別を助長し扇動する団体に対しては、貴自治体内でのデモ、集会、並びに公共施設の使用許可を出さないようにしてください。
- 3 日本国が批准を留保している人種差別撤廃条約第4条(a)(b)に関し、その留保を撤回するよう、内閣総理大臣と国会を初めとした関係行政庁に働きかけてください。